

国別障害関連情報 タンザニア連合共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
(2021 年 2 月)

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
タンザニア連合共和国
目次

1. 基礎指標	1
1－1. 基礎指標	1
1－2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	6
2－1. 障害関連行政制度	6
2－2. 障害関連法律の詳細	9
2－3. CRPD 批准による対応状況	16
2－4. 障害関連施策の状況	16
2－5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況	25
2－6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を 利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	25
2－7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	25
3. 障害関連団体の活動概況	27
3－1. 障害当事者団体の活動概要	27
3－2. 障害者支援団体の活動概要	29
4. 参考資料	31

図表目次

図 1 アルビノ及び制限のある生活機能別の障害者割合（タンガニーカ、7 歳以上） （2014）	4
図 2 障害者の年齢別割合（タンガニーカ、7 歳以上）（2014）	4
図 3 障害の性別割合（タンガニーカ、7 歳以上）（2014）	5
図 4 居住地域別の障害者割合（7 歳以上）（2012）	5
表 1 タンガニーカの障害関連担当機関.....	6
表 2 ザンジバルの障害関連担当機関.....	6

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MOI	Muhimbili Orthopaedic Institute	ムヒンビリ整形外科研究所
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
VETA	Vocational Education and Training Authority	職業教育訓練公社
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
NFU	Norwegian Association for People with Developmental Disabilities	ノルウェー発達障害者協会
UWZ	Zanzibar Association of the Disabled	ザンジバル障害者協会

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,122 米ドル	2019 年
-----------	-----------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.65 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	3.7 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.38 %	2016 年

人口

総人口	58,005,460 人	2019 年
男性人口比率	50.0 %	
女性人口比率	50.0 %	
都市人口比率	34.5 %	
農村人口比率	65.5 %	
平均余命（全体）	65 歳	2018 年
男性	63 歳	
女性	67 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	25 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	20 人	2019 年

教育

教育制度 ²		
初等教育年数	7 年	2020 年
義務教育年数	7 年	2019 年
成人識字率（全体）	78 %	2015 年
男性	83 %	
女性	73 %	

¹ 世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08）に基づく。

² タンザニアの教育制度は、初等教育（7 年間）、中等教育（6 年間：前期 4 年、後期 2 年）である。7 歳から就学する。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	94 %	2018 年
男子	98 %	2019 年
女子	100 %	2019 年
中等教育（総就学率）		
全体	29 %	2018 年
男子	31 %	2019 年
女子	33 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	4 %	2015 年
男子	4 %	2019 年
女子	2 %	2019 年

雇用

失業率（全体） ³	2.0 %	2020 年
男性	1.6 %	
女性	2.4 %	

1－2. 障害に関する指標

1－2－1. 障害の定義

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア連合国」）はタンガニーカ（Mainland Tanzania）政府とザンジバル政府から構成される連合国である。ザンジバル政府は、ザンジバル市があるウングジャ島（Unguja）とペンバ島（Pemba）の2島とその周辺の小島群で構成されており、政府間では法制度も異なる。

タンガニーカ（タンザニア本土）

2010年障害者法（Persons with Disabilities Act）⁴では、障害を「個人との関係では、身体的、精神的または社会的要因のために、地域社会の通常の生活に他の人と対等に参加する機会が失われたり、制限されたりすること」、障害者を「身体的、知的、感覚的、精神的な機能障害のある者で、態度、環境、制度上の障壁により機能（functional capacity）が制限されている者」と定義している。

同法が制定されるまでは、障害についての明確な定義はないが、1982年に制定された障害者雇用法（Disabled Persons Employment Act）と障害者ケア及び扶養法（Disabled Persons Care

³ 世界銀行オープン・データ・イニシアティブ

⁴ https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Tanzania_Persons-with-Disabilities-Act-2010.pdf（参照 2021-01-23）

and Maintenance Act) に、その対象者として「外傷、疾病、あるいは先天性変形がある者」(後者では「高齢」を追加) という規定が見られる。

ザンジバル

2006年障害者法⁵ (Persons with Disabilities Rights and Privileges Act) では、障害を「人々の機能障害、状態、保健のニーズ及びそれらに類似する状況と環境、社会、周囲の態度の相互作用の結果、社会への参加が制限される状態で、その身体的損傷、状態、保健のニーズ及びそれらに類似する状況が、恒久的、一時的、断続的あるいはその相互作用の結果によるもので、とりわけ身体的 (physical)、感覚的 (sensory)、認知的 (cognitive)、精神的 (psychosocial)、神経学的 (neurological)、医学的 (medical)、知的 (intellectual)、あるいはそれらの複合によるものを含む」、障害者を「個人の主要な生活活動の一つあるいは複数における機能制限、あるいは限定的活動の原因となる身体的、知覚的、精神的な全般的、部分的、先天的、後天的な障害を有する者」と定義している。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

タンザニア国家統計局が、国際機関や二国間援助機関の資金・技術協力を得て実施した2002年国勢調査 (Population and Housing Census) において、初めて障害に関する項目が追加された。質問内容は、「機能障害なし、身体障害、視覚障害、聴覚障害、盲ろう、言語障害、アルビノ、知的障害、重複障害」から選択するというものであった。

2012年国勢調査では、障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットが採用され、アルビノに加え「見る」「聞く」「歩く」「記憶する」「自分の世話」「その他」の生活機能別の困難さを問う質問となり、さらに障害の程度につき「少し難しい (some difficulty)」「非常に難しい (a lot of difficulty)」「全くできない (cannot do at all)」の尺度で回答を求めている。

国勢調査以外にも、2008年には初の障害調査 (Tanzania Disability Survey) が実施されたほか、2008～2009年の全国パネル調査 (National Panel Survey) や2014年の総合労働力調査 (Integrated Labour Force Survey) (調査対象はタンガニーカのみ) でも障害に関する情報が収集されている⁶。

1-2-3. その他統計

障害者数 (7歳以上)	3,157,516 人	全人口の 9.3 %	2012 ⁷ 年
男性	1,487,595 人	男性人口の 9.1 %	
女性	1,669,921 人	女性人口の 9.4 %	

⁵ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/82418/110314/F554969134/TZA82418.pdf> (参照 2021-01-25)

⁶ <https://www.nbs.go.tz/index.php/en/census-surveys/health-statistics/disability-statistics> (参照 2021-01-22)

⁷ 2012 年国勢調査

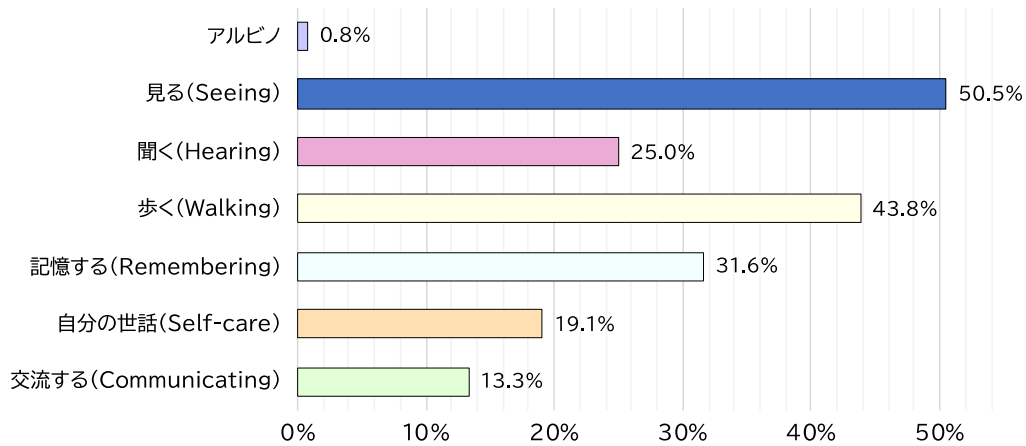


図1 アルビノ及び制限のある生活機能別の障害者割合（タンガニーカ、7歳以上）⁸
(2014)

出所：Tanzania National Bureau of Statistics ウェブサイト⁹に抜粋された Integrated Labour Force Survey 2014 の障害関連統計情報を基に調査チームが作成

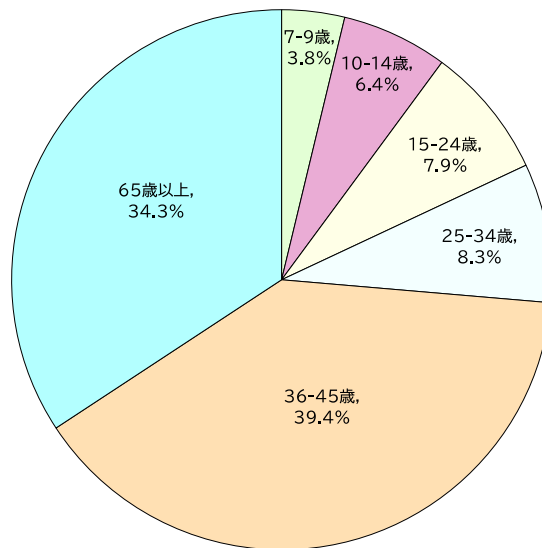


図2 障害者の年齢別割合（タンガニーカ、7歳以上）（2014）

出所：Tanzania National Bureau of Statistics ウェブサイト¹⁰に抜粋された Integrated Labour Force Survey 2014 の障害関連統計情報を基に調査チームが作成

⁸ 障害者全体に占める割合。障害者全体が 2,225,670 名であるのに対し、アルビノ及び各生活機能に制限があるという回答の合計は 4,094,662 名となっている。

⁹ <https://www.nbs.go.tz/index.php/en/census-surveys/health-statistics/disability-statistics/102-intergrated-labour-force-survey-2014-disability-statistics>（参照 2021-01-22）

¹⁰ <https://www.nbs.go.tz/index.php/en/census-surveys/health-statistics/disability-statistics/102-intergrated-labour-force-survey-2014-disability-statistics>（参照 2021-01-22）

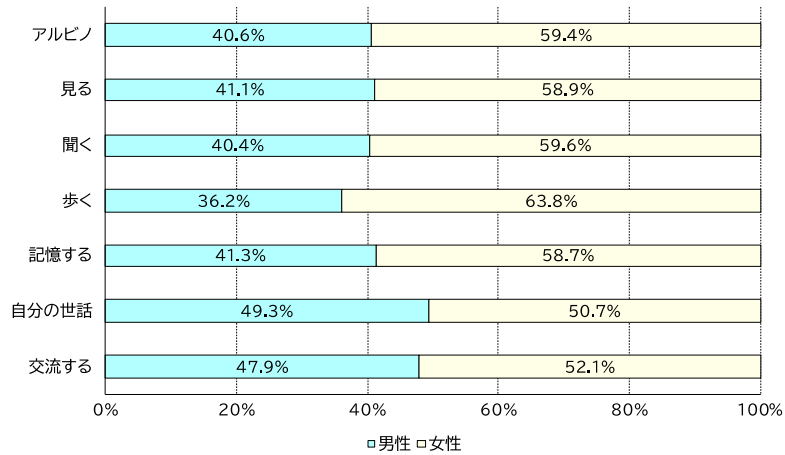


図 3 障害の性別割合（タンガニーカ、7 歳以上）（2014）

出所：Tanzania National Bureau of Statistics ウェブサイト¹¹に抜粋された Integrated Labour Force Survey 2014 の障害関連統計情報を基に調査チームが作成

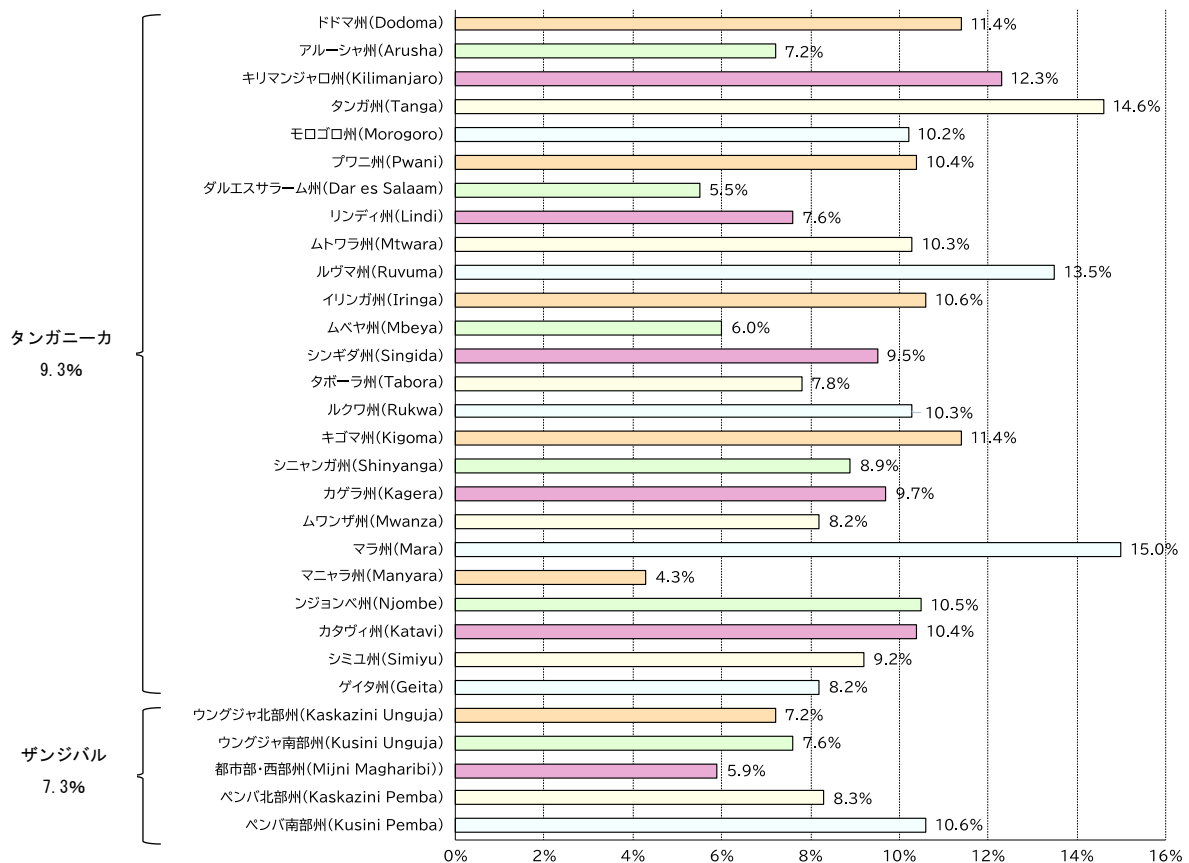


図 4 居住地域別の障害者割合（7 歳以上）（2012）

出所：National Bureau of Statistics, Ministry of Finance, Office of Chief Government Statistician, and Ministry of State, President Office, State House and Good Governance (2016) *Disability Monogram* を基に調査チームが作成

¹¹ <https://www.nbs.go.tz/index.php/en/census-surveys/health-statistics/disability-statistics/102-intergrated-labour-force-survey-2014-disability-statistics>（参照 2021-01-22）

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表1 タンガニーカの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	首相府労働・青少年・雇用・障害者省 (Prime Minister's Office - Labour, Youth, Employment and Persons with Disabilities : PMO-LYED) ¹² *政府を代表する調整機関	2015年に労働・雇用省(当時)から改編された障害問題を専門的に扱う省。主な関連業務は、障害者のエンパワメントに関する法整備、具体的プログラムの計画と実施、職業訓練校の運営、社会的弱者(障害者、高齢者、孤児など)のシェルター運営などである。
2	教育科学技術省 (Ministry of Education Science and Technology)	同省の業務は、大きく学校教育(教師教育、特別支援教育を含む)と職業訓練に分けられるが、障害者を対象とした職業訓練は首相府労働・青少年・雇用・障害者省の管轄である。

出所：Institute of Development Studies (2020) *Disability Inclusive Development, Tanzania Situational Analysis, June 2020 update*¹³を基に調査チームが作成

表2 ザンジバルの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	第2副大統領府 (Office of Second Vice President of Zanzibar)	障害問題を専門的に扱う部局がある。前身の首相府障害者部 (Dept. of the Disability, Chief Minister's Office) (2008年3月設立)の初代部局長は、障害者支援団体であるザンジバル障害者協会 (Zanzibar Association of the Disabled。以下、「UWZ」)で活動していた女性(車いす使用の障害者)が務めた。
2	教育職業訓練省 (Ministry of Education and Vocational Training)	同省の特別支援教育ユニットが、障害のある児童・生徒及び障害者の特別支援教育及び職業訓練の関係部門である。

出所：Institute of Development Studies (2020) *Disability Inclusive Development, Tanzania Situational Analysis, June 2020 update* を基に調査チームが作成

¹² <https://www.kazi.go.tz/> (参照 2021-01-26)

¹³ https://opendocs.ids.ac.uk/opendocs/bitstream/handle/20.500.12413/15509/DID%20Tanzania%20SITAN%20_%20June%202020.pdf?sequence=1&isAllowed=y (参照 2021-01-23)

国内調整委員会設置状況

タンガニーカ¹⁴

委員会名称	国家障害者諮問評議会（National Advisory Council for Persons with Disabilities）
委員会メンバー	・ 議長：大統領による任命 ・ メンバー（障害者問題を所管する大臣による任命）： - 司法長官 - 保健、地方政府、公共サービス管理、コミュニティ開発、労働、教育を所掌する省の代表 - 雇用者連合（Association of Tanzania Employers）の代表 - DPOの代表 - Commission on Human Rights and Good Governanceのメンバー - 障害者関連団体（5名） ・ 事務局長：障害問題を担当部局の責任者
役割と実施状況	諮問評議会の役割は、次のとおり。 1) 障害者のニーズ、問題、懸念、潜在能力及び能力を政府及び関係機関に伝え、行動に移すための国の諮問機関 2) 障害者のケア及び扶養に関する事項についての担当大臣への助言 3) 障害者の生活及び状況を改善するための関係機関及び個人による活動の促進・奨励 4) 障害者差別の防止のための措置についての助言 5) 障害者法の関連規定を効果的に実施するための行動規範の作成についての助言 6) 衛生環境の欠如や治療可能な疾病による障害の不必要な増加（unnecessary increase）を抑制する方法及び手段の提言 7) 障害者の選挙への参加と裨益についての全国選挙委員会（National Electoral Commission）への助言 8) 障害者と関連施設に関する記録を保存するためのデータベースの構築についての助言 9) 民間・公共部門における障害者の非正規職（casual）及び契約職（contractual）の確保 10) 障害者の負担の免除や軽減の政府への勧告 11) CRPD に関連して障害者法の実施状況をモニタリング・評価 12) 大臣の定めによる障害者法の実施に関するその他の役割

¹⁴ 2010 年障害者法第 8～14 条

ザンジバル¹⁵

委員会名称	ザンジバル国立障害者評議会（Zanzibar National Council for Persons with Disabilities）
委員会メンバー （任期 3 年）	議長：大統領による任命 メンバー（13名以内。障害者問題を所管する大臣による任命）： - 保健・社会福祉を所掌する省 - 青年・雇用・女性子ども開発を所掌する省 - 教育・訓練を所掌する省 - さまざまな障害種別の代表者（6名以内、半数は女性） - 被雇用者の利益を代表する団体の推薦者 - 労働者の利益を代表する団体の推薦者 事務局長：首相府障害者部部長
役割と実施状況	首相府障害者部の補佐機関として、2006 年障害者法に基づき設立された。評議会の役割は、次のとおり。 1) 障害者の機会の平等の促進 2) 障害者に対する差別の根絶及び差別防止措置にかかる提言 3) 障害者の待遇における優良事例の奨励 4) 障害者に関する政策・プログラムの調整 5) 障害者に関するプログラム/活動のモニタリング・評価 6) 障害者の自営を可能にする知識・技能の提供 7) 障害者及び関連機関に関する記録の維持・更新 8) 民間・公共部門における障害者の非正規職及び契約職の確保 9) すべての障害者のための統合された特別支援及びノンフォーマル教育制度の提供、並びに可能であれば視覚障害者のための点字図書館の創設 10) 障害者への支援機器（assistive devices）、器具（appliance）、UV サングラス、日焼け止めクリーム等の最大限の供与 11) 障害者法に基づくあらゆる苦情に対する調査と勧告 12) 全国及び地域レベルでの障害者のリハビリテーションの保障 13) 年次報告書の発行、資金調達 14) その他障害者に関する事項についての政府への助言

¹⁵ 2006 年障害者法第 26～37 条

【地方政府行政】

障害関連担当機関

タンガニーカ

障害者法第 20 条において、地方自治体がその責任範囲において、障害者の権利と福祉の保護・促進の義務を負うとされ、障害者情報の登録・更新を行うほか、社会福祉担当官を通じてスティグマの軽減・解消のためのカンセリングなどの役割を果たすと記載されている。

また、同法第 14 条において、すべての村 (village/Mtaa)、県 (district)、州 (region) において委員会を設立することが規定されており、2019 年の統計によれば、全州、160 の県 (86%)、5,024 村 (40%) 及び 2,284 Mtaa (52%) に委員会が設置されている¹⁶。

2-2. 障害関連法律の詳細

タンガニーカ

タンザニア連合国政府は 2007 年 3 月 30 日に国連障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」) に署名しているが、それに合わせてタンガニーカでは多くの障害者団体 (Disabled People's Organization。以下、「DPO」) が参加し、CRPD の趣旨を多く盛り込んだ、初めての障害者に関する包括的な法律である障害者法が起草・制定された¹⁷。

2020 年の時点で起草が進められている新憲法の協議にも DPO は参加しており、最終草案には、障害者の手話・点字への権利、リプロダクティブヘルス分野でのアクセシブルな保健医療などの障害関連の問題が盛り込まれたが、憲法改正に向けた動きは停滞している¹⁸。

¹⁶ United Republic of Tanzania (2019) *Country Report on the Review and Progress Made in Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action -Beijing+25*, <https://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/64/national-reviews/united-republic-of-tanzania-en.pdf?la=en&vs=711> (参照 2021-01-26)

¹⁷ JICA (2009) 『国別障害関連情報：タンザニア国』

¹⁸ Institute of Development Studies (2020), *op.cit.*

法律名	障害者法（Persons with Disabilities Act）
施行年	2010 年
概要	CRPD の趣旨を盛り込んだ、障害政策の根底となる法律。初めに「障害者の医療ケア、社会支援、アクセシビリティ、リハビリテーション、教育・職業訓練、情報通信、雇用または労働の保護、並びに障害者の基本的権利の促進に関する規定を設け、関係事項を定める法律」と記されている。規定項目としては、「国家障害者諮問評議会の設立」「障害者の統合」「地方政府による障害者への支援サービスの提供」「障害者の登録」「医療ケア、教育、リハビリテーション、雇用」「建造物、サービス、情報、物理的環境へのアクセス」「障害者の政治・大衆活動への参加」「テレビ番組・電話サービス」などが記されている。また第 6 条において、障害を理由とする差別の禁止と法的保護が明記されている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	改正地方自治財政法（Local Government Authorities Financial Act）
施行年	2018 年
概要	女性、青少年、障害者に関する登録団体に無利息融資を提供するために、収入の 1 割を留保するようすべての地方自治体に義務付ける条項（第 37 条 A）が追加された。内訳は女性団体 4%、青少年団体 4%、障害者団体（2%）である。

法律名	雇用及び労働組合法（Employment and Labour Relations Act）
施行年	2004 年
概要	雇用者に対し、雇用方針及び雇用の実施において、被雇用者の人種や性別などで差別してはならないことを規定しており、差別理由の一つに「障害」が記されている。同様に、「障害に関する事項」を解雇理由としてはならないことも規定している。

法律名	国家雇用促進サービス法（National Employment Promotion Service Act）
施行年	1999 年
概要	州行政レベルで労働雇用促進局を設置し、県行政レベルの関係機関が雇用促進の総括的責任を負うとされ、職業紹介、業務指導及びカウンセリング、労働市場への介入、情報提供などで、障害者に対する職業訓練の提供も規定されている。

法律名	職業教育及び訓練法（Vocational Education and Training Act）
施行年	1994 年（2000 年、2001 年、2004 年に一部改正）
概要	職業教育訓練公社（Vocational Education and Training Authority: 以下、「VETA」）を設立し、雇用を促進するとともに労働者の質の向上を目的とした法律。4 名以上の雇用者を有する企業から職業教育訓練税を徴収し、基金を設立して、同公社の活動資金に充てることも規定している。

法律名	障害者雇用法（Disabled Persons Employment Act）
施行年	1982 年
概要	15 歳以上の障害者の就労を促進するための職業訓練用施設などの設置、それらを管理運営する関係省庁大臣への助言及び障害者登録を目的とした諮問評議会及び委員会の設立を規定している。2010 年障害者法により廃止された。

法律名	障害者ケア及び扶養法（Disabled Persons Care and Maintenance Act）
施行年	1982 年
概要	障害者雇用法の関連法として、障害者の親族に障害者の扶養義務があることを規定するとともに、扶養が困難な障害者の収容施設を地方に設立すること、及びそれらの運営に必要な基金を設立することを規定している。2010 年障害者法により廃止された。

その他にも、障害者雇用規則（1985）が障害者の資格と登録要件を定めている。

ザンジバル

法律名	障害者の権利と特権に関する法（Persons with Disabilities – Rights and Privileges Act）
施行年	2006 年
概要	障害者の平等な権利を確認し、障害者が社会参加できる環境を整備するとともに、障害者評議会及び基金の設立を規定している。本法律の条項違反に対する罰則（罰金または禁固またはその両方）規定も記されている。同法制定の 2 年前に障害者政策が策定され、その実施基盤として本法律が制定された。

法律名	ザンジバル労働法（Zanzibar Labour Act）
施行年	1997 年
概要	労働者の雇用手順、雇用者被雇用者間契約、労働者の権利などを定めた法律で、第 9 部「特別な雇用者の雇用条件」に、女性、小児（雇用の禁止）、青少年及び障害者の雇用を定めている。障害者の雇用に関して、「いかなる障害者も、教育基準、技術及び能力に基づき雇用される平等な権利を有し、非障害者と同条件で雇用され、同じ権利と規約に基づく特権を享受できる」と定めている。

障害者政策

主要な障害者政策は以下のとおりである。

タンガニーカ

政策名	国家障害主流化戦略（National Disability Mainstreaming Strategy）
施行年	2010～2015 年
概要	「アフリカ 10 年行動計画（African Decade Plan of Action）」の実施のため 2011 年に策定された。

政策名	国家障害政策（National Policy on Disability）
施行年	2004 年
概要	労働・青少年開発・スポーツ省社会福祉部（当時）により制定。ビジョンと具体的な政策（以下参照）、障害問題関係機関の責務を箇条書きしている。 （1）障害に対する正しい社会認識の確立、（2）公共サービス情報の確かな提供、（3）公衆衛生サービスと衛生教育の強化、（4）障害の早期発見と介入、（5）精神保健の法整備及び人材強化、（6）HIV/エイズ教育と情報へのアクセス、（7）安価な補助器具の提供と購入資金支援、（8）初等教育の特別支援教育強化、（9）能力開発・職業訓練施設の強化、（10）器具及び資金援助による就労支援、（11）公共施設のアクセシビリティ強化、（12）ケア施設の増加と扶養に関する家族啓発（13）地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）の導入促進（14）公共施設サービスの平等なサービスの確立、（15）スポーツへの参加促進、（16）宗教施設のアクセシビリティ強化、（17）道路を含む交通機関のアクセシビリティ強化、（18）交通事故及び労働災害の補償強化、（19）すべての法律の障害者問題からの見直し、（20）障害者支援機関の人材レベルの向上、（21）障害関連情報・統計・調査の精度向上、（22）障害者組織の支援及び活動環境の是正、（23）障害者支援 NGO の資格整備と活動支援、（24）障害者開発基金の設立、（25）障害者組織及び同支援組織への助成金整備、（26）障害者問題に関する国際関係強化

その他の障害に関連する政策は以下のとおりである。

政策名	タンザニア開発ビジョン 2025 (Tanzania Development Vision 2025) ¹⁹
施行年	1999～2025 年
概要	社会経済開発を推進する個々の政策すべてを包括するもので、かつ国家の在り方を問い、国民に意識改革を呼び掛ける内容となっている。目標として「全国民の生活の質の向上」「良い統治と法の遵守」「グローバルに競争力のある経済」が掲げられている。 「1.2.1 質の高い生活」において「国家の開発は国民中心でなければならず、富の創出と社会への分配はすべての社会グループ（成人男女、少年少女、若者、高齢者、非障害者及び障害者）に平等になされるべき」と記されている。

政策名	インクルーシブ教育戦略 (Inclusive Education Strategy) ²⁰
施行年	2018～2021 年
概要	2009 年の「インクルーシブ教育国家戦略 (National Strategy on Inclusive Education)」²¹の成果・教訓に基づき取り組みの継続を推進するために、教育科学技術省が策定した戦略。2025 年までに中所得国、準工業国に移行するため、すべての子ども、青少年に平等な学習機会を提供し、必要な知識と技能を身につけることができるよう教育制度を強化することを目的としている。そのために、排除されたグループ、障害児、不就学児、危険にさらされている子ども、特に留年する男子生徒、10 代の女子生徒、初等教育を修了し中等教育への移行が必要な生徒などの脆弱な集団に注意を払うとしている。

政策名	国家保健政策 (National Health Policy)
施行年	2007 年
概要	保健省（当時）による国・州・県のそれぞれの行政レベルで保健サービスを提供するための制度的な取り決めを定めている。医療サービスを利用するうえでの障害の障壁に言及している。

¹⁹ Planning Commission, the United Republic of Tanzania (1999) *The Tanzania Development Vision 2025*, <http://www.unesco.org/education/edurights/media/docs/061eb2eed52b8f11b09b25a8845436f19d5ae0ad.pdf> (参照 2021-01-25)

²⁰ Ministry of Education, Science and Technology, the United Republic of Tanzania (2017) *National Strategy for Inclusive Education 2018-2021*, http://www.tzdpd.or.tz/fileadmin/documents/dpg_internal/dpg_working_groups_clusters/cluster_2/education/Key_Sector_Documents/FINAL_Inclusive_education_strategy_2018-04-19_-_formatted_main_text_only_.pdf (参照 2021-01-26)

²¹ Ministry of Education and Vocational Training, the United Republic of Tanzania (2017) *National Strategy on Inclusive Education 2009-2017*, http://www.tzdpd.or.tz/fileadmin/documents/dpg_internal/dpg_working_groups_clusters/cluster_2/education/Inclusive_Education_Strategy_Final_March_2010.pdf (参照 2021-01-26)

政策名	国家人口政策（National Population Policy）
施行年	2006 年
概要	計画・経済・エンパワメント省（当時）による、国家の発展と直接に関係する人口増加に対応し、人々の生活の質を向上発展させるための政策。具体的には、質の高い医療と教育、十分な食料と家屋、安定した環境、機会の平等、男女同権、個々人の保障などの提供を挙げている。 「第 4 部：ゴール、目標、課題、政策」の「4.4：社会の特別なグループの問題」として障害者を個別に取り上げており、「障害者には、スティグマ、差別、訓練機会・雇用・車いすや点字本、杖や義肢などの補助具の不足などの問題がある」とし、以下の 3 つの政策の方向性を記している。 1. NGO など民間組織の障害者向け社会・経済サービスへの投資奨励 2. 障害者の能力開発及びその機会へのアクセス強化 3. 障害者問題に対する社会保障手段の確立

政策名	国家社会保障政策（National Social Security Policy） ²²
施行年	2003 年
概要	労働・青少年開発・スポーツ省（当時）による、さまざまな偶発事故・事件による収入の大幅損失で受ける経済的社会的打撃から人々を守ることを目的としており、「第 3 部 政策課題と声明」の「3.1 社会保障構造」に「政府は、障害者、高齢者、困難な状況にある子どもなどの脆弱なグループに対する、プライマリヘルス、初等教育、水、食糧安全保障、社会福祉サービスなどの社会支援プログラムへのアクセスを強化しなければならない」とある。

政策名	老齢化国家政策（National Ageing Policy）
施行年	2003 年
概要	労働・青少年開発・スポーツ省（当時）による、一般高齢者（高齢者を 60 歳以上と定義）及び退職者・小規模農家・高齢の牧畜業及び漁業従事者といったグループ、及び自分に責任を持てる高齢者となるべき青少年を対象とした、高齢者の公共サービスへのアクセスを含む社会参加を促進する政策。なかでも障害のある女性が最も不利益な立場とし、「ベーシックニーズを提供し、個々のコミュニティにおいて収入創出のための活動に参加できるメカニズムを導入する」と記している。

²² <https://www.kazi.go.tz/uploads/documents/en-1600099357-National-Social-Security-Policy.pdf>（参照 2021-01-27）

ザンジバル

政策名	ビジョン 2020 (Vision 2020) ²³
施行年	2002～2020 年
概要	財務経済省が策定した長期ビジョン。絶対的貧困の根絶のため、人々の潜在的可能性の開発により収入を創出するとともに、エンパワメントが必要であり、物的・社会的サービスへのより良いアクセスと、社会保障システムとともに、低所得層、障害者、高齢者及び他の社会的弱者を救済するセーフティーネットを備えなければならないとしている。 「5.3. 特別な集団」として孤児、身体的 (physical) ・精神的 (mental) ・心理的 (psychological) 障害者、親族あるいは他に介助する手立てのない高齢者が挙げられている。

政策名	新障害政策 (Disability Policy)
施行年	2019 年
概要	詳細不明 ²⁴

政策名	障害政策 (Disability Policy)
施行年	2004 年
概要	冒頭で「長年にわたり、障害は保健と福祉の課題として扱われ、教育、訓練、雇用、社会サービスの提供、スポーツやレクリエーション、公共交通へのアクセスといった政府の責任が行われていなかった」とし、「障害者も社会の一員であり、社会の中で生きる権利を有している。普通の社会構造の中で、教育、雇用、保健医療、住居保有、その他の社会サービスといった必要な支援を受けられねばならない」と明記している。 以下の 14 分野については特に平等な機会を提供しなければならないとしている。(1) 社会認識の啓蒙、(2) 障害予防・早期介入・保健教育、(3) 医療の技術的サービスと補助器具、(4) 施設・公共機関及び情報へのアクセス、(5) 学校教育及び成人教育、(6) 就労ガイダンスと職業訓練、(7) 雇用促進と法整備、(8) 手話・点字を含む障害者の社会統合環境整備、(9) 社会的・経済的及び法的保護、(10) 支援関係者の教育訓練、(11) 情報・統計・調査の整備、(12) 家族を持つ権利、家族内での人権・尊厳、(13) 障害者組織及び支援組織の奨励と支援、(14) 障害者支援関係国際組織との関係樹立

²³ http://www.tzdp.gov.tz/fileadmin/_migrated/content_uploads/Zanzibar_Vision_2020.pdf (参照 2021-01-25)

²⁴ 2019 年 11 月 29 日付けの記事 <https://www.ippmedia.com/en/news/zanzibar-launches-new-policy-people-disabilities> (参照 2021-01-27) によれば新障害者政策が公布されているが、同政策を入手することができず、内容は不明である。

政策名	教育政策（Education Policy）
施行年	2006 年
概要	教育職業訓練省による、すべての人にアクセス可能な質の高い教育と生涯学習を促進するための政策。「第 4 部：教育へのアクセスと平等」の「4.6：特別な支援が必要な児童・生徒の教育」に以下を掲げている。 1. 特別な支援が必要な児童・生徒に平等な教育を与え、教育を受ける際の障壁を明確にし、さまざまな内容の教育ニーズに応えるインクルーシブ教育を促進する。 2. 習得の遅い児童・生徒と非常に高い才能のある児童・生徒を見分け、個々のペースに合った教育を提供する。 3. 障害児や特別なニーズのある児童・生徒を、可能な限り質の高い通常の学校において、障害や特別な教育ニーズのない同年齢の子どもたちとともに学習できるようにする。 職業訓練に関しては「4.8：技術教育、職業教育及び訓練」の戦略の中で、「特別な教育ニーズのある児童・生徒が職業及び技術の教育と訓練にアクセスできるようにする」と記されている。

政策名	ザンジバル貧困削減計画（Zanzibar Poverty Reduction Plan: ZPRP）
施行年	2002 年
概要	民衆化タスクフォースが作成した広報用の貧困削減計画書。障害関連では、「貧困削減のための行動エリア」における「教育と能力開発」の中で、「社会、両親、教員に対し、障害児を含む特別な支援が必要な児童・生徒を教育に参加させることの必要性を啓蒙する」とある。 また、「横断的課題」には、「障害者団体が、社会的及び経済的障害者が参加できる環境を作ることを支援する」とある。

2－3. CRPD 批准による対応状況

タンザニア連合国政府は 2007 年 3 月 30 日に CRPD に署名し、2009 年 11 月 10 日に批准しており、選択議定書にも 2008 年 9 月 29 日に署名している。CRPD の対応状況に関する政府報告書（以下、「政府報告」）の提出期限は 2011 年 11 月 10 日であったが、2021 年 1 月時点では提出されていない。

2－4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

タンガニーカ

2010 年障害者法の第 26 条にリハビリテーション及び保健医療サービスに関する規定があり、「すべての障害者が、いかなる差別もなく、達成可能な水準の保健医療サービス享受する権利を有する」（第 1 項）こと、「公私を問わず、すべての医療施設は、障害者が医

療サービスを受ける権利を奪ってはならず、かつ、その者が保健医療サービスを受けることができるようにするために、すべての合理的かつ必要な措置を講じなければならない」（第2項）ことを定めている。具体的には以下のような記載がある（第3項）。

- ・ 健康相談、リプロダクティブヘルス、家族計画、産前・産後の育児、その他の一般的な公衆衛生サービスなど、他の市民に提供されているものと同等のサービスの提供
- ・ 障害者それぞれの居住地域でのサービス提供に不可欠な基本施設の整備
- ・ 障害者の権利、尊厳、ニーズについての知識、意識啓発（disability sensitive awareness）、尊重を高めるための保健医療関係者への適切な教育・訓練の実施

JICA（2009）によれば、医療費は基本的に無償であり、理学療法科のある病院では、医療リハビリテーションを無料で受けることができる。中でも、保健社会福祉省直轄の医療機関であるムヒンビリ整形外科研究所（Muhimbili Orthopaedic Institute。以下、「MOI」）は、頭部外傷、脊髄損傷、四肢切断などの外科手術、術後回復リハビリテーション及び義肢装具の製造を専門的に行っており、機能障害の予防・緩和及び障害者の運動技術、動作能力など技術面での自立支援の中心的存在である。MOI は、タンガニーカ最大の国立総合3次医療機関であるムヒンビリ国立病院（Muhimbili National Hospital）から整形外科部門を分離独立して1995年に設置した専門病院である。同国立病院には現在も整形外科及び理学療法科は存在するが、専門的処置が必要な患者は、多くがMOIで治療を受けている。MOIの業務部ではソーシャルワーカーがコンサルティングも行っている。

また、保健社会福祉省管轄の重要な人材教育訓練機関であるタンザニア義肢装具士訓練センター（Tanzania Training Centre for Orthopedic Technologists : TATCOT）は、1981年にタンガニーカ政府とドイツ政府の協力合意により、キリマンジャロ州の州都モシにあるKilimanjaro Christian Medical Centreの敷地内に建設された義肢装具士養成校で、その技術レベルは国際義肢装具協会（International Society for Prosthetics and Orthotics : ISPO）のLevel1に認定される高い水準にあり、国内外から多くの学生が入学している。養成コースは、最高位の義肢装具学学士（Bachelor）から車いす製作資格まで5種類ある。

ザンジバル

2006年障害者法第11条にタンガニーカと同様の規定がある。

JICA（2009）によれば、ウングジャ島にあるザンジバル最大の公立病院 Mnazi Mmoja 病院には小児科・産婦人科・内科・外科・皮膚科・歯科・眼科・外来の各診療棟の他に、リハビリテーション・HIV/エイズ・ハンセン病の各専門棟がある。同病院はNGOのZOP（Zanzibar Outreach Programme）と協力して、遠隔地へのアウトリーチサービスを行っているが、CBRはNGOが中心となって進めている。郊外にはKidongo Chekundu精神病院があり、タンガニーカのKilimanjaro Christian Medical Collegeで資格を取得した作業療法士が活動している。これらの規模の大きい医療施設へのアクセスが困難なコミュニティの医療サービスは、地

方に点在しているコテージクリニックと呼ばれる小規模保健施設が中心となっているが、障害児者にリハビリテーションを行う医療従事者は存在しない。ペンバ島には Wete 病院、Cheke Cheke 病院、Abdallah Mzee 病院の三つの公立病院がある。

ザンジバルでは、医師・看護師を含む医療従事者の絶対数が大幅に不足しているため、出稼ぎあるいはボランティアの外国人医療従事者が貴重な存在である。また、実地訓練を希望する医学生をタンガニーカ及び海外から積極的に受け入れている²⁵。

タンザニアには、主要な健康保険制度として国民健康保険基金（National Health Insurance Fund : NHIF）とコミュニティ健康基金（Community Health Fund : CHF）及び Tiba Kwa Kadi（TIKA）があり、医療サービスを提供している。しかしながら、これらの健康保険制度のカバー率は低く（人口の約 15%）、すべての医療ニーズに対応しているわけではないことから、障害者が保健医療にアクセスする際の困難さの一因となっている。Institute of Development Studies（2020）は、保健医療サービスへの障壁として、高額な費用（lack of affordability）、施設までの距離、不十分な医薬品や医療機器、リハビリテーションサービスの欠如、不十分な妊産婦保健サービス、差別、コミュニケーションの障壁、障害者サービスのための予算の不足、政治的意思の欠如、そして実際的な障害者向けの保健医療サービス提供計画やプログラムの欠如などを挙げている。

② 教育

タンザニア連合国政府は、可能な限り多くの障害のある児童・生徒を通常教育システム（mainstream education system）に包摂する戦略を掲げており、重度の障害のある児童・生徒だけが特別支援学校で学ぶとされている。

2019 年に発表された「国連持続的な開発目標に関する自発的国家レビュー²⁶（Voluntary National Review。以下、「VNR」）」によると、学齢期の障害のある児童・生徒約 40 万名（推計値）のうち、教育を受けられているのは、初等教育で 4 万 2,783 名、中等教育で 8,778 名に過ぎない。特別なニーズのある児童・生徒を指導できる有資格の初等教員は、2,179 名に過ぎず、中等教育では、手話で意思疎通できる教員や、視覚障害のある児童・生徒を指導できる教員が不足している。

こうした有資格教員の不足に加えて、障害のある子どもたちが教育を受ける意義についての地域社会の意識の低さ、近隣に特別支援学校がないこと、保護者が就学にかかる費用を負担できないこと、通常学校から示される抵抗（resistance）などが、障害のある児童・生徒が教育を受けるにあたっての障壁となっている²⁷。タンザニア連合国政府は、子どもの聴覚と視力を検査する（assess）ためのスクリーニングプログラムを開始している。

²⁵ JICA（2009）『国別障害関連情報：タンザニア国』

²⁶ United Republic of Tanzania (2019) *Voluntary National Review (VNR) 2019 -Empowering People and Ensuring Inclusiveness and Equality*, https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/23429VNR_Report_Tanzania_2019_FINAL.pdf（参照 2021-01-23）

²⁷ Institute of Development Studies (2020) ,*op.cit.*

タンガニーカ

2010 年障害者法の第 27 条に教育・訓練に関する規定があり、「すべての障害者はその年齢・性別を問わず、インクルーシブな教育・訓練を受ける権利を有する」（第 1 項）ことが規定されている。また第 3 項では、「すべての障害のある児童・生徒は、特別な意思疎通を要する場合を除き、公立又は私立の普通学校に通わなければならない」としている。特別な意思疎通を要する児童・生徒は、有資格教員または特別に配置された教員から、適切な支援を受けられる（第 4 項）。また、第 28 条で教育機関（learning institution）における障害者差別の禁止、第 29 条で教育機関の運営者が障害者の就学にあたって特別なニーズを考慮すべきことが明記されている。

JICA（2009）によれば、教育職業訓練省（当時）による障害者支援は、特別支援教育ユニットによる初等教育校における特別支援教育が中心で、通常学校に障害種別の特別学級を設置し、学習状況により可能と判断される児童・生徒は通常学級で学習する。私立校は施設を所有し、教員は政府から給与を受ける公務員という官民の連携の下に運営されている。公立私立ともに、特別支援教育の課題は教員の訓練である。タンガニーカには特別支援教育を学ぶ教員学校が 5 校あるが、4 校は小規模で、アルーシャ州にある PATANDI Special Needs Education Teacher's College が教員養成の中心校である。2008 年から 1 年の訓練で特別支援教育の修了資格を与える制度を始めたが、特別支援教育の訓練を受けていない教員が障害児の学校教育を行っている場合が多いため、同省は、Itinerant Programme（特別支援教育の訓練を受けた教員による巡回指導）による支援を行っている。教育科学技術省は 2009 年に「インクルーシブ教育国家戦略（National Strategy on Inclusive Education）」、2014 年に「特別支援教育政策（Special Needs Education Policy）」、2018 年に「インクルーシブ教育戦略（Inclusive Education Strategy）2018-2021」を策定している。

ザンジバル

2006 年障害者法の第 9 条、第 10 条にタンガニーカと同様の規定がある。

JICA（2009）によれば、ザンジバルで初めて特別支援教育が紹介されたのは 2004 年で、ノルウェー発達障害者協会（Norwegian Association for People with Developmental Disabilities。以下、「NFU」）と、同じくノルウェーの大学生組織の Operation Day's Work of Norway の技術協力により、教育職業訓練省が 20 のパイロット校で開始した。その後、特別支援教育を導入した初等教育校は増えつつある。

ザンジバルの教育政策には特別支援教育の促進が記されているが、政策を実施する基盤となる法律及び具体的な戦略計画は存在しないため、NFU のような専門機関による介入を受けていない学校は独自の理解で特別支援教育を行い、同教室を運営しており、実質的には障害児が単に日中時間を過ごすだけの場所となっている²⁸。

²⁸ JICA（2009）『国別障害関連情報：タンザニア国』

インクルーシブ教育の実施は初等教育レベルで重視されてきた一方で、中等教育レベルには浸透していないため、障害のある生徒たちが中等教育に進学することが難しくなっている²⁹。教育における障壁として、Institute of Development Studies (2020) は、形成的な評価制度の欠如、訓練を受けた教員の不足、アクセシブルな学習教材の不足、アクセスしにくい学校環境（トイレを含む）、過密状態、貧困、追加的な費用、通学距離の遠さ、安全性への懸念、保護者の否定的な態度、教員や同級生の否定的な態度、性的虐待のリスク、早期結婚、政府の政策立案者やその他の利害関係者の障害問題に対する認識や感受性の低さなどを挙げている。

③ ジェンダーと障害

ザンジバル

ザンジバル発達障害者協会（Zanzibar Association for People with Developmental Disabilities : ZAPDD）が、女兒（girls）を含む精神障害者（mental disabilities）を対象とした女性とその子どもに対する暴力の抑止のためのガイドラインを含む、ジェンダー政策（Internal Gender Policy）を策定している³⁰。

Institute of Development Studies (2020) によれば、農村地域の障害のある少女は、学校や通学路、自宅で性的虐待を受ける危険性が高く、モンドゥーリ（Monduli）県やロンギド（Longido）県の牧畜社会（pastoralist societies）では、教育を受ける権利を奪う早期結婚や早期妊娠の事例の報告もあるとのことである。

④ 訓練・雇用、就労支援

タンガニーカ

2010 年障害者法では、障害者の訓練・雇用・就業促進に関して、16 歳以上の障害者への職業訓練の提供（第 30 条）、障害者の雇用義務（第 31 条）、障害者の雇用の維持（第 32 条）、求人・雇用における障害者差別の禁止³¹（第 33 条）、雇用主による健全な職場環境の保全及び国による積極的是正措置と合理的配慮の保障（第 34 条）が規定されている。第 31 条第 2 項では、20 名以上を雇用する職場においては、従業員の 3%を障害者とすることを定めている。

JICA（2009）によれば、障害者職業訓練校に入学を希望する場合、申請者は居住地区を管轄する県福祉事務所に申請する。申請できるのは、申請時の年齢が 17 歳～35 歳の者で、男女同じ条件である。ザンジバル居住者も申請が可能である。同事務所は指定の医療施設で医師の障害レベル診断を受けるよう指示し、提出された診断書を申請書に添付して各訓練校

²⁹ Institute of Development Studies (2020) ,*op.cit*

³⁰ United Republic of Tanzania (2019) *Country Report on the Review and Progress Made in Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action -Beijing+25*

³¹ 第 3 項に雇用主への罰則規定として、200 万シリング（およそ 8 万 9,820 円）の罰金または 2 年以下の懲役、またはその両方に処すとされている。1 シリング=0.044910 円（JICA2021 年 1 月統制レート）による。

に発送する。学校は、毎年 10 月に申請内容を吟味して学生選抜を行い、合格者には許可書と学生の心得を郵送する。学生は申請時に希望コースを書くことができるが、合格後に実際に学校を見学してコース内容の説明を受け、再度コースを希望するが、学校側の障害評価により希望コースを選択できない場合もある。

学生の費用負担は、合格した場合に居住地から学校までの旅費と、卒業後に居住地に戻る（他の地で就労する場合もある）旅費、及び寮生活（近隣に居住し、自力と自費で通学できる場合を除く）に必要な最低限の備品（ベッドシート、蚊帳、石鹸や歯ブラシなど。これら必要な備品は、心得書に列記されている）であり、学費、寮費、食費などはすべて無料である。各コースを修了しても資格及び証明書は取得できず、VETA の国家試験を受験し、合格せねばならない。受験費用は VETA が負担する。合格者には、VETA と訓練校の双方から資格証明書が発行される。

ザンジバル

JICA（2009）によれば、ザンジバルの公立職業訓練校は、Mwanakwerekwe 職業訓練センターの 1 校だけで、障害者も非障害者も訓練が受けられる。同センターは 1988 年に設立され、運営は 1992 年に開始された。

Institute of Development Studies（2020）によれば、フォーマルセクター（formal sector）における障害者の雇用機会は非常に限定的（very few）であり、多くはノンフォーマルセクターの農業や商業活動などに雇用されている。雇用と生計に対する障壁として、障害者の能力に対する期待の低さ、スティグマ、貧困、雇用費用への懸念、法律の施行の不備（poor enforcement）、起業家精神の欠如、教育レベルの低さ、資本の不足、職場環境の不整備、県市条例の不整備などが挙げられる。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

2018 年の地方自治体財政法の改正により、女性、青少年、障害者のエンパワメントのための関連団体への無利息融資のため、各地方自治体は収入の 1 割を留保することとされている。

タンガニーカ

2010 年障害者法第 54 条第 1 項は「障害者が、障害を理由とする差別なしに、社会的保護を受ける権利を有する」ことを規定している。具体的には、以下について障害者諮問評議会及び関連大臣と協議の上、適切な措置を講じるとしている。

- ・ ニーズに対応した、適切かつ手頃な価格（affordable）でのサービス、機器、その他の支援の提供
- ・ 特に高齢者や女性の障害者の社会保護プログラムや貧困削減戦略へのアクセス
- ・ 可能な限りにおいて（if resources allow）、収入創出活動のための助成金や融資や公営住宅プログラムへのアクセス

ザンジバル

JICA（2009）によれば、労働基準で労働災害が規定されており、労働による傷害が原因の疾病であることを医師が証明した場合に最長 6 カ月間の有給休職を与え、その満了時に医師が労働不可能と証明した場合にはさらに最長 3 カ月間の有給（半給）休職を与え、その満了時に医師の証明を得た場合にはさらに最長 3 カ月間の無給休職を与え、その満了時に医師が労働不可能と判断した場合には、労働契約を解除できる。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

タンガニーカ

2010 年障害者法の第 3 条はアクセシビリティを「障害者が社会のあらゆる分野の公共社会サービスの恩恵を直接・間接的に享受できるようにすること」と定義し、「触覚 (tactile) や手話、聴覚障害者や盲ろう者のための通訳、音声テープ、点字、大きな活字 (large print)、弱視のための設備、電子化された情報やプログラムなどの活用、及び建造物、公共交通機関、道路などの物理的環境の改善」を例示している。同法では、第 8 部「建築物、サービス、情報、物理的環境」を設け、第 48 条において、アクセシビリティの向上について以下のように述べている。

- ・ すべての障害者がバリアフリーで障害者に優しい環境を享受し、公共の敷地や公共施設、道路、通信、その他の社会的設備へのアクセスが可能にならなくてはならない（第 1 項）
- ・ 建築家、建設技術者その他物理的環境の設計及び建設に携わる者は、すべての新しい建物、道路、運動場、交通施設、及び既存建物の改修が、障害者がアクセスを可能とする設計となるよう、アクセシビリティ要件を遵守しなければならない（第 2 項）
- ・ 障害者問題大臣は、道路及び道路交通担当大臣と協議し、障害者用の道路標識を規定するなどの関連規則を作成しなければならない（第 3 項）

また、第 49 条第 1 項で、障害者のアクセシビリティに関する基準やガイドラインを作成することを示唆している。

ザンジバル

2006 年障害者法の第 12 条、第 13 条にタンガニーカと同様の規定がある。

・防災

Institute of Development Studies（2020）によれば、障害者は、災害リスク軽減や緊急時の備えのための取り組みに含まれていない。また、タンザニアの難民キャンプに居住する障害者は、人道支援にアクセスすることが困難な状況に置かれているとのことである。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績（国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等）

日本政府 ³²	タンザニア連合国に対し、日本はこれまで直接的な障害者支援となるプロジェクトは実施していない。青年海外協力隊を中心とするボランティア派遣では、理学療法や特別支援教育などの分野で隊員が活動を行ってきた。
他ドナー	【国際機関】 <u>世界銀行</u> ・ Tanzania Productive Social Safety Net Project II（2019-2025） ・ Strengthening Primary Health Care for Results（2015～2021） ・ Tanzania Productive Social Safety Net Project（2012～2019） ・ Tanzania Basic Health services Project（2012～2016） <u>アフリカ開発銀行</u> ・ Zanzibar Urban Water Supply and Sanitation Project（2012～2018）³³ <u>国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）</u> ・ Pro-Poor Policy Development and Wealth Creation Programme（2007～2010） ・ 行政改善プロジェクト（障害者に関する法律の点字翻訳、国会審議の手話通訳制度化促進、意識啓発キャンペーンを含む）（2007） <u>国連児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）</u> ・ Out of School Children Study（2015/2016） <u>国連人口基金（United Nations Population Fund：UNFPA）</u> ・ Innovation Accelerator Project for Sexual and Reproductive Health and Rights of People Living with Disabilities（2019～）³⁴ <u>国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」）</u> ・ Project Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service（INCLUDE）（2008～2011） ・ Project Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation（PEPDEL）（2002～2004, 2005～2007, 2008～2011） 【二国間援助機関】 <u>アイルランド援助庁（Irish Aid）</u> 1979 年から計画的支援国として長短期の支援を行っている。労働・雇用に関するプログラムは ILO と共同で行っているほか、特に基礎的な保健医療サービスの提供を支援している³⁵。

³² 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

³³ <https://www.esi-africa.com/industry-sectors/water/tanzania-afdb-aided-project-improves-access-to-water-and-sanitation/>（参照 2021-02-09）

³⁴ <https://tanzania.unfpa.org/en/news/making-sexual-and-reproductive-rights-and-choices-reality-all-%E2%80%93-no-exceptions>（参照 2021-01-27）

³⁵ <https://www.irishaid.ie/what-we-do/countries-where-we-work/our-partner-countries/tanzania/>（参照 2021-01-27）

	<u>ノルウェー開発協力庁 (Norwegian Development Agency : NORAD)</u> • Making DPOs Equal Partners of Inclusive Development in Africa Programme (2019～2023) ³⁶ • 特別支援教育（インクルーシブ教育）と青少年開発プロジェクト³⁷ <u>スウェーデン国際開発協力庁 (Swedish International Development Agency : Sida)</u> • HIV/エイズ及び障害者権利促進プロジェクト（HIV/エイズ撲滅キャンペーンマニュアルの点字化、国連・諸外国及びタンガニーカの障害者関係法の周知と意識啓発活動）（2007） <u>米国国際開発庁 (United States Agency for International Development : USAID)</u> • <i>Hesabu na Elimu Jumuishi</i> “Arithmetic and Inclusive Education”（2019-2021）³⁸ • <i>Tushiriki Pamoja</i> “Participate Together”（2017-2022）³⁹ 【国際 NGO】 <u>Save the Children⁴⁰</u> • <i>Lishe Endelevu</i> “Sustained Nutrition”（2018～2022） • Community-based Nutrition and Agriculture Programs（2017～2021） • Maternal and Child Survival Program in Tanzania（2014～2018） <u>Sightsavers</u> • Mwangaza project (2016～2019)⁴¹ <u>Christoffel Blinden Mission (CBM)⁴²</u> • Glaucoma treatment trial • Treating obstetric fistula <u>Leonard Cheshire Disability</u> • Disabled children to access education⁴³ <u>Action on Disability and Development (ADD International)</u> Inclusive Primary Education (2012～)⁴⁴
--	---

³⁶ <https://www.internationaldisabilityalliance.org/norad>（参照 2021-01-27）

³⁷ 第 1 期では全ろうあるいは難聴の児童・生徒に対して実施した手話訓練を、第 2 期では学校教員を対象に 20 校で行った。また、特別支援教育のオリエンテーションを新たに 40 校で開催した。

³⁸ https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/Hesabu_na_Elimu_Jumuishi_-_Fact_Sheet_Jan_2021.pdf（参照 2021-01-27）

³⁹ https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1860/Tushiriki_Pamoja_Fact_Sheet-Final_Sept17.pdf（参照 2021-01-27）

⁴⁰ <https://www.savethechildren.org/us/where-we-work/tanzania>（参照 2021-01-27）

⁴¹ HelpAge International とともに社会から疎外された人々が、手頃な価格で質の高い眼科医療を利用できるようモロゴロ（Morogoro）州で実施。 <https://www.sightsavers.org/news/2016/07/tackling-blindness-tanzania/>（参照 2021-01-23）

⁴² <https://www.cbmun.org.uk/where-we-work/tanzania/>（参照 2021-01-27）

⁴³ <https://www.leonardcheshire.org/our-impact/our-international-work/education/education-tanzania>（参照 2021-01-27）

⁴⁴ <https://add.org.uk/file/2942/download?token=MPPNZFGL>（参照 2021-01-27）

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況

タンガニーカ

2004 年障害者政策において CBR の導入促進が明記されている。また、2010 年障害者法第 15 条においても「すべての障害者は、可能な限り自立して生活し、地域社会に溶け込むことができるよう、地方自治体、親族、障害者団体、市民社会、その他の人々によって支援されなければならない」（第 1 項）ことが規定されており、「障害者が自立して、かつ、完全に自立した生活を営むことができるようにし、かつ、支援するために必要な規制その他の効果的な措置を講ずる」（第 3 項）としている。そのなかで、CBR へのアクセスにも言及がある。

民間医療組織である CCBRT（Comprehensive Community Based Rehabilitation in Tanzania）は、病院を運営しながら障害者に対し CBR を提供している。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

タンザニア連合国政府は 2019 年 9 月 11 日にマラケシュ条約を批准し、2020 年 4 月 8 日に加入（accession）している。条約の発効は 2020 年 7 月 8 日である。

DPO である SHIVYAWATA によれば、タンザニア連合国政府は、著作権法や関連法の改正に向けて準備を進めているとのことである⁴⁵。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ロイター通信⁴⁶によれば、タンザニアでは 2021 年 1 月 23 日時点で新型コロナウイルス感染者累計は 509 名、死者は 21 名である。タンザニア連合国政府はロックダウンを行わず、代わりに健康、衛生、社会的な距離感などの面で対策を講じてきたが、それらは緩和されつつある。他方、コロナ禍により、観光、輸送、園芸、花卉栽培などの外国に関連する部門が蒙った被害は大きく、タンザニアの GDP 成長率は少なくとも半減し、貧困層を増加させると予想されている⁴⁷。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、1 団体⁴⁸から回答を得た。Institute of Development Studies による報告から得た情報も併せ、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

タンザニア連合国政府が実施した新型コロナウイルス対策については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⁴⁵ オンラインでのアンケート・インタビュー調査の回答による。

⁴⁶ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/tanzania/>（参照 2021-01-23）

⁴⁷ Institute of Development Studies (2020), *op.cit.*

⁴⁸ DPO である SHIVYAWATA（Tanzania Federation of Disabled People's Organizations）

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

SHIVYAWATA は、足踏み式（foot-operated）の手洗い場の不足や、石鹼・手指消毒剤が備えられていないこと等、公衆衛生上の課題を指摘している。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO）によると⁴⁹、2020 年 6 月末時点では約 1,400 万人が学校閉鎖の影響を受け、そのうち 1,000 万人以上が小学校、140 万人以上が就学前施設に在籍していたとのことであり、多くの障害のある児童・生徒が影響を受けたと考えられる。障害者の教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者の移動に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

Institute of Development Studies（2020）によれば、コロナ禍により、特に都市部の自営業者、インフォーマル／零細事業者が貧困層に転落するリスクが高いとされている。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

SHIVYAWATA は、点字や大きな文字での情報が少なく、視覚障害者への情報保障に課題があることを指摘している。

⁴⁹ <https://en.unesco.org/covid19/educationresponse>（参照 2021-01-25）

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

タンガニーカ

SHIVYAWATA 傘下の 10 団体以外にも数団体の障害者支援団体（自助組織を含む）がある。また、キリスト協系団体・教会が運営する障害者保護施設がある。

団体名	概要
SHIVYAWATA https://shivyawata.or.tz/?lang=en	1992 年に設立された DPO のネットワーク。効果的なロビー活動や権利擁護活動のために、すべての DPO と障害者支援団体を団結させることを掲げる。障害者が必要とするサービスを適時に提供するために、政府、政党、国民に対して組織的な圧力団体として行動している。主な活動は、(1) DPO と障害者支援団体の結成・登録を促進・支援及び既存団体の活動の支援、(2) 障害者の利益の保護と目標の達成、(3) 障害者福祉を強化するための、政府、政党、その他の国内外の組織とのネットワークづくり、(4) 会員への助言、(5) 公共部門及び民間部門の計画・プログラムにおける障害の主流化である。
タンザニアアルビノ協会 (Tanzania Albinism Society : TAS) https://www.tas.or.tz/?fbclid=IwAR0wtSSMWOC60U_IoHwEqw8-9hIBNmLub6bEywI_chuBVKqbO5gi6raJsMI	1978 年設立のアルビノを支援し、保護することを目的とした非営利団体。タンザニア全国に 1 万 2,000 人の登録会員を擁する。現在ではタンザニア本土の 25 州とほぼ全ての県で活動を展開している。
タンザニア盲人連盟 (Tanzania League of the Blind : TLB) http://tlb.or.tz/	1964 年設立。タンザニアの盲人や視覚障害者が運営する唯一の NGO。約 3 万 5,245 人の会員がおり、全国に 104 の県支部がある。ロビー活動や権利擁護活動、意識向上、情報共有、教育や職業訓練へのアクセスの促進、経済的エンパワメントなどの活動を行っている。

タンザニア身体障害者協会 (Tanzania Association of the Physically Disabled : CHAWATA)	1969 年設立の NGO。設立当初は異なる種類の障害者の支援を対象としていたが、1982 年に肢体不自由者の支援を対象とした組織となった。各州に支部を置き、各支部が資金調達し、プログラムを運営している。その内容は、障害者の権利擁護、政府への政策提言、CBR プログラムなど多岐にわたる。CHAWATA の会員数（障害者数）は、約 1 万名である。SHIVYAWATA（障害者組織連合）のメンバーでもある。
タンザニアろう協会 (Tanzania Association of the Deaf : CHAVITA) http://www.chavita.or.tz/	1984 年設立。「ろう者の平等と権利が守られる社会を実現したい」との思いからろう者により結成された。ダルエスサラームに本部を置き、17 州に支部がある。ろう者の動員・参加・教育、ろう者の平等と人権の擁護に対する意識啓発、タンザニア手話の発展を通して、ろう者の生活水準を向上させることである。
キリマンジャロ脊髄損傷協会 (Kilimanjaro Association of Spinal cord Injuries : KASI)	1991 年設立。キリマンジャロ州に住む脊髄損傷者の自助グループが発足した、非営利、非政治、非政府の任意のコミュニティベースの会員制団体。脊髄損傷者の男女によって運営されており、他の障害者を動員して、すべての障害者の利益のために永続的な変化をもたらすことをめざしている。
タンザニア精神医療治療者と回復者の会 (Tanzania Users and Survivors of Psychiatric Organization : TUSPO) https://tuspo.or.tz/	2004 年にキサラウェ (Kisarawe) 県で活動する市民団体として設立。心理社会的問題を抱える人々の権利回復、精神保健医療の尊厳と平等の提供に取り組んでいる。タンザニアの 10 州 13 県で活動。
タンザニア二分脊椎・水頭症協会 (Association of Spina Bifida And Hydrocephalus of Tanzania : ASBAHT) https://www.facebook.com/groups/1540792392874042/	二分脊椎や水頭症の子どもたちとその家族を支援することを目的とした保護者の支援団体。二分脊椎と水頭症の一次予防、早期介入、ケアに関する地域社会の意識を高め、社会的包摂、教育、職業訓練、経済的エンパワメントのための権利擁護活動を実施している。

ザンジバル

団体名	概要
UWZ (Zanzibar Association of the Disabled) https://www.facebook.com/uwz1985/?ref=py_c	1985 年設立のザンジバルでは最も古い障害当事者団体。政府との繋がりが強いだけでなく、タンガニーカの NGO との連携も多く、DPI (Disabled People's International) の会員でもある。すべての障害種別を対象とし、権利擁護活動、政府への政策助言、障害者の社会参加に関するさまざまなプロジェクトを展開している。米国、英国、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンの NGO 等から資金援助を受けている。
ZANAB (Zanzibar National Association of the Blind) https://www.linkedin.com/in/zanzibar-national-association-of-the-blind-3610904b/?originalSubdomain=tz	1993 年設立の視覚障害者を対象とした NGO。権利擁護を主とする活動をしているが、現在は CBR を展開中で、地方での障害者、特に障害児の早期発見と医療機関へのリファerral、障害者のエンパワメントなどを行っている。
CHAVIZA (Zanzibar Association of the Deaf) https://www.facebook.com/Chavizanz/?ref=py_c	2000 年設立の聴覚障害者を対象とした NGO。登録した聴覚障害者に対して情報（意識啓発、公的支援サービスなど）や補助具（寄付や資金支援により入手した点字本など）の提供を行っている。
ザンジバル発達障害者協会 (ZAPDD) http://www.zapddznz.org/	1999 年設立の市民団体。教育制度、医療、その他の社会保護制度における知的障害者の社会的疎外を是正することを目的として、知的障害者の親により設立された。現在、60 支部に 2,630 人の会員がいる。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

タンガニーカ⁵⁰

団体名	概要
CCBRT (Comprehensive Community Based Rehabilitation in Tanzania) http://www.ccbrrt.or.tz/	1994 年設立の NGO。設立当初は、医療へのアクセスが困難な地方での CBR 普及活動を行っていたが、照会先施設の必要性、都市部近郊でも医療へのアクセスが困難な低所得層が多いことなどから、ダルエスサラームに障害者専門病院を建設し、徐々にその活動範囲を広げてきた。基本姿勢は世界保健機関ガイドラインに合致した CBR の普及であり、施設ベースに偏らず、アウトリーチによる CBR ワーカーの派遣によるコミュニティの指導、学校へのアクセスが困難な障害児や就労が困難な障害者への支援を行っている。

⁵⁰ JICA (2009) 『国別障害関連情報：タンザニア国』に基づき調査チームが情報を更新

DOLASED (Disabled Organization for Legal Affairs and Social Economic Development) https://www.facebook.com/dolased.tanzania	1998 年設立の NGO。支援対象とする障害種類は限定していない。主たる活動は、障害者の権利擁護促進、障害関係法の改善、社会啓蒙活動、障害者の経済活動支援など。国連開発計画 (UNDP) の資金支援による行政改善プロジェクト、スウェーデン国際開発協力庁 (Sida) の資金及び技術支援による HIV/エイズ及び障害者権利促進プロジェクトなどを実施してきた。Rehabilitation International に加盟している。
TEPDGHO (Tanzania Empowerment for Persons with Disability and Gender Health Organization) https://www.facebook.com/TEPDGHO?_rdc=1&_rdr	タンザニアの障害のある女性の経済的エンパワメントを目的とした団体。
Policy Forum http://www.policyforum-tz.org/node/5212	2003 年に設立された NGO のネットワーク。現在、タンザニアで登録されている 70 以上の NGO が加盟しており、貧困削減、公平性、民主化を強化するための政策プロセスに影響を与えることに特別な関心を持っている。

ザンジバル

団体名	概要
Zanzibar Outreach Programme (ZOP) http://www.zopzanzibar.org/	2006 年設立の NGO。篤志家からの寄付金及びタンザニア内外の NGO との協力により、コミュニティの保健医療、きれいな水、教育へのアクセス向上に尽力している。
Zanzibar Centre for Disability and Inclusive Development (ZACDID)	障害と発達の専門知識を持つ人々を集め、障害のある子ども、若者、成人の生活を向上させるために活動している。

4. 参考資料

Institute of Development Studies (2020) *Disability Inclusive Development, Tanzania Situational Analysis, June 2020 update*

Ministry of Education, Science and Technology, the United Republic of Tanzania (2017) *National Strategy for Inclusive Education 2018-2021*

National Bureau of Statistics, Ministry of Finance, Office of Chief Government Statistician, and Ministry of State, President Office, State House and Good Governance, the United Republic of Tanzania (2016) *Disability Monogram*

United Republic of Tanzania (2019) *Country Report on the Review and Progress Made in Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action -Beijing+25*

United Republic of Tanzania (2019) *Voluntary National Review (VNR) 2019 -Empowering People and Ensuring Inclusiveness and Equality*

JICA (2009) 『国別障害関連情報：タンザニア国』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>
(参照 2021-01-25)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2021-01-25)